国第百六十二回 会

参 議 院 行 政 監 視 委 員 会 会 議 録

第

八

묵

午後二時二十九分開会平成十七年七月十一日 (月曜日)

(政策評価の現状等に関する件)に関する調査に関する調査に関する調査に関する調査の出席要求に関する件本日の会議に付した案件

(行政機関における不祥事案等に関する件)

されたということも分かったわけです。

円でございます。 費が六億八千三百万円、道費が四億一千六百万上でいますが、これにつきましては総額十億とでありますが、これにつきましては総額十億とが執行手続において瑕疵のあるものというこ

(新学者) 国費、道費合わせて、今お話があったように、合わせて約十一億円と、この不適ったように、合わせて約十一億円と、この不適した道の監査委員の確認的監査結果報告書というのが出されました。道質について、新たに約三千七百万円の不正支出が明らかになりました。道警が不適正執行はないというふうに言っていた食糧費や交際費からも出てきたわけです。捜査費 旅費等 調べた全部の費目から不適正、不正支出が出て、調べれば調べるほど拡大をしてくると。しかも、延べ二十人の捜査員等から、受け取っていないのに旅費を受け取ったなどとする虚偽の説明文書に署名を強要ったなどとする虚偽の説明文書に署名を強要ったなどとする虚偽の説明文書に署名を強要

国家公安委員長にお聞きしますけれども、これについてどう受け止められるかというここれについてどう受け止められるかということをお願いいたします。

員会の監査委員による確認監査におきまして **国務大臣(村田吉隆君)** 確認監査、監査委

て判明しました、いわゆる不適正な予算執行、

北海道警察が実施しました特別調査におい**政府参考人(安護隆春君)** お答えします。

れは会計書類に事実と異なる記載をするな

際費からも出てきたわけ でいるところでございます。 に対したいうふうに言 した強要の事実はないと、こういう報告を受けていたいうふうに言 した強要の事実はないと、こういう和告を受けていとですけれども、今年 さいました強要をされたということでございましたものでするかというふうに報告を受けていと るかということを調査をいたしたところ、そうしたいろふうに報告を受けていと (こういうふうに報告を受けているところでございます。

紙質子者 それは道警がそういうふうに答えられているということだと思うんですね。 それで、道警は必要な資料をなかなか提出しないと、監査に協力的でなかったということも言われているわけです。内部調査は全く不十分なんですね。一部の記載内容が異なるとか、精神的な圧迫を感じたとか、強要を受けたというの対象にならなかった当直代とか除雪費、それの対象にならなかった当直代とか除雪費、それの対象にならなかった当直代とか除雪費、それの対象にならなかった当直代とか除雪費、それの対象にならなかった当直代とか除雪費、それの対象にならなかった当直代とか除雪費、それの対象にならなかった当直代とか除雪費、それの対象にならなかった当直代とかというというの対象にならないです。本当に氷山の一角と、今出ているというというの対象にならないです。本当に氷山のように答え

して ところで、この五月の確認的監査の報告では回る ふうに思うんですね。 ぶうに思うんですね。

告あ 強い怒りの声が上がっています。
「大い 解明されていません。こんな巨額な公金が使途にな 不明のままでは許されないというふうに思うにな んです。道民からは、これ真相はやみのままだにな たず。道民からは、これ真相はやみのままだい。

会計模者院長 (森下伸昭者) ただいまは北海道警における不適正な会計経理について、い海道警における不適正な会計経理について、いに検査すべきではないかということでございに検査すべきではないかということでございまける内部調査を踏まえて、今年、その調査結おける内部調査を踏まえて、今年、その調査結まける内部調査を踏まえて、現在、その検証に取得を十分検証していきたいというふうに検査

智子者 徹底した検証をこれからもやって

いくということでよろしいですね。 会計検査院長(森下伸昭者) はい。

できなかったわけですけれども、やはりここに

やっていきたいということでございます。 行いますということでございますから、厳正に 検査を

ども、氏名などを黒塗りをして隠していない書 類、いわゆるマスキングしていない会計書類等 を検査をしていますか。 計書類は、例えば領収書等々あるわけですけれ 紙帽子者会計検査院が検査をする警察の会

そして、それを基に検査を実施しております。 ろでございます。 な書類はないというふうに承知しているとこ は会計実地検査の際にはそのまま提出をされ、 証明の規定に基づいて手元に保管されている 墨塗りといいますか、マスキングといったよう わけでございますけれども、これらの会計書類 ねの捜査費に関する書類につきましては、計算 会計検査院長(森下伸昭者) ただいまお尋

ったとされる捜査協力者の聞き取りがやっぱ ができたというふうに会見でも明らかにして て、この調査ができていればもっと正確な監査 協力者の聞き取りをできなかったことについ 思うんですね。道監査委員の一人は、この捜査 ということなんですけれども、捜査費を受け取 いるわけです り非常に大事、重要になっているというふうに 今マスキングしていないということ、見ている 紙質子者 徹底した検査を行っていく上で、

で拒否をしたために捜査協力者の聞き取りが それで、道警がどうしても駄目だということ

させるべきではありませんか

なんですけれども、いかがでしょうか。 かどうか。 まあ行えるんじゃ ないかということ 証する上で、捜査協力者の調査を含めて行うの ないかと。会計検査院は、道警の裏金を徹底検 メスを入れない限りは解明が進まないんじゃ

対して最大限の情報提供を求めて検査を実施 当該捜査費の執行状況や支払の内容を確認し しているところでございます。 たりするなど、検証が可能な範囲で、関係者に の検査に当たりましては、できる限り検査手法 を工夫して、捜査に従事したとされる捜査員に 会計検査院長(森下伸昭者) この捜査費等

うに考えております。 めに慎重に対処する必要があるものというふ 査協力者の生命、身体の安全などを確保するた 排除しているわけではございませんが、その捜 ては、当該捜査協力者との接触の可能性を全く お尋ねの捜査協力者からの聴取につきまし

計検査院の検査と要請に応じていくように督 面的な協力を行うように要請をしたのに対し 励するというふうに御答弁になっていますね。 かかわるもの等を除いて、警察を督励して、会 業務上支障がある場合、例えば捜査中の事件に ζ が党の吉川議員が会計検査院の検査、検証に全 この行政監視委員会、当行政監視委員会で、我 捜査協力者の調査についても積極的に協力 紙質子者国家公安委員長は、五月十六日の 関係資料提出や捜査員の聞き取りなどは、

> ころでございます。 ないというふうにこれまでも答弁してきたと うものは、捜査上の観点から私どもは好ましく ます会計検査院の検査官の直接的な接触とい 国務大臣 (村田吉隆君)

の検査に協力をすべきだということで警察を のない形でお示しをして、全面的に会計検査院 ましたように、会計書類についてはマスキング きたいと思いますし、それから、御質問にあり 官の聞き取りというもの、これはやっていただ わけでございます。 督励してまいりたいというふうに考えている ては、捜査員に対しましての会計検査院の検査 しかし、会計検査院の会計検査に当たりまし

です。 はなっているわけですし、やっぱり結局そこが てきたということがあるというふうに思うん 金も明らかにならずに裏金を生む温床になっ ネックになってというか、壁になって使途不明 はやっぱり法的にはそもそもできないことに を、これまででいいますと警察の側が拒否をす 院が捜査協力者に聞き取りをするということ るということがあったわけですけれども、これ うふうに思うんですけれども、やはり会計検査 **歌音子君** 今明快な御答弁をいただいたとい

ういう意味では本当に国自身も徹底した解明 を行って信頼の回復を図るということで頑張 ずっと世論調査なんかも、九割方実態が解明さ れていないというふうに答えておりますし、そ それで、是非、やはり本当に道民のこの間の

> っていただきたいということを申し上げまし て、私の質問を終わります。

捜査協力者に対し